

＊北海道公報

発行 北海道庁
編集 総務課
文書
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告 示

○北海道個人情報保護条例により道が出資する法人のうち実施機関が定める法人の一部改正……………	(文書課)	1
○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定……………	(循環型社会推進課)	1
○救急病院及び救急診療所の認定の一部改正……………	(地域医療課)	1
○道営土地改良事業変更計画の決定……………	(農業施設管理課)	2
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………	(治山課)	2
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………	(治山課)	2
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課)	2
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………	(治山課)	2
○道路の供用の開始……………	(維持管理防災課)	3
○土砂災害警戒区域の指定……………	(維持管理防災課)	3
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………	(維持管理防災課)	3
総合振興局告示及び振興局告示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………		6
道教育庁教育局告示		
○特定調達契約に係る入札の公告(4件)……………		6

告 示

北海道告示第639号

平成20年北海道告示第752号(北海道個人情報保護条例により道が出資する法人のうち実施機関が定める法人)の一部を次のように改正する。

令和3年10月1日

北海道知事 鈴木直道

「一般社団法人北海道産炭地域振興センター(昭和47年11月6日に社団法人北海道産炭地域振興基金協会という名称で設立された法人をいう。)」を削る。

北海道告示第640号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

令和3年10月1日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 形質変更時要届出区域 樺戸郡月形町字知来乙264番1の一部、字南耕地1番9の一部(次の図のとおり)
- (2) 特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- 2(1) 形質変更時要届出区域 二世郡八雲町宮園町128番1の一部(次の図のとおり)
- (2) 特定有害物質の種類 水銀及びその化合物
- (「次の図」は省略し、その図面を北海道環境生活部環境局循環型社会推進課に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第641号

昭和62年北海道告示第1770号(救急病院及び救急診療所の認定)の一部を次のように改正する。

令和3年10月1日

北海道知事 鈴木直道

札幌市の項 J R札幌病院の事項、J A北海道厚生連札幌厚生病院の事項、医療法人菊郷会札幌センチュリー病院の事項、社会医療法人医仁会中村記念南病院の事項、自衛隊札幌病院の事項、医療法人徳洲会札幌徳洲会病院の事項、医療法人新さっぽろ脳神経外科病院の事項及び医療法人秀友会札幌秀友会病院の事項中「平成33. 9.30」を「令和 6. 9.30」に改め、同項社会医療法人恵佑会札幌病院の事項中「札幌市白石区本通14丁目北1番1号 令和 5. 1.31」を「札幌市白石区本通9丁目南1番1号 令和 6. 9.30」に改める。

函館市の項市立函館病院の事項中「平成33. 9.30」を「令和 6. 9.30」に改める。

小樽市の項医療法人ひまわり会札幌病院の事項中「平成33. 9.30」を「令和 6. 9.30」に改める。

旭川市の項 J A北海道厚生連旭川厚生病院の事項、道北勤医協一条通病院の事項及び医療法人社団慶友会吉田病院の事項中「平成33. 9.30」を「令和 6. 9.30」に改める。

北見市の項小林病院の事項及び社会医療法人明生会道東の森総合病院の事項中「平成33. 9.30」を「令和 6. 9.30」に改める。

網走市の項医療法人社団朗愛会こが病院の事項中「平成33. 9.30」を「令和 6. 9.30」に改める。

苫小牧市の項苫小牧市立病院の事項中「平成33. 9.30」を「令和 6. 9.30」に改める。

恵庭市の項恵庭第一病院の事項中「平成33. 9.30」を「令和 6. 9.30」に改める。

美深町の項中「平成33. 9.30」を「令和 6. 9.30」に改める。
礼文町の項中「平成33. 9.30」を「令和 6. 9.30」に改める。
小清水町の項中「平成33. 9.30」を「令和 6. 9.30」に改める。
湧別町の項中「平成33. 9.30」を「令和 6. 9.30」に改める。
洞爺湖町の項医療法人社団洞仁会洞爺温泉病院の事項中「平成33. 9.30」を「令和 6. 9.30」に改める。

北海道告示第642号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、道営土地改良（女満別南部地区（農業用排水施設、農業用道路、区画整理、客土、暗渠排水、農用地保全））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道オホーツク総合振興局に備え置いて、令和3年10月4日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和3年10月1日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第643号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和3年10月1日

北海道知事 鈴木直道

- 1 保安林予定森林の所在場所 二海郡八雲町熊石館平町84の1・91・93・95・96の3（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、89、97の1、98
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び八雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第644号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和3年10月1日

北海道知事 鈴木直道

- 1 解除予定保安林の所在場所 斜里郡斜里町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び斜里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第645号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和3年10月1日

北海道知事 鈴木直道

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 茅部郡鹿部町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び鹿部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第646号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和3年10月1日

北海道知事 鈴木直道

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 松前郡松前町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び松前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第647号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年10月1日

北海道知事 鈴木直道

路線名 供用開始の区間 供用開始の期日

道道 比字厚賀停車場線 沙流郡日高町字厚賀町156番57地先から 令和3年10月1日

同郡日高町字厚賀町391番地先まで

北海道告示第648号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和3年10月1日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 中歌（2-5-128）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示

檜山郡江差町字中歌町（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り

- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 江差本町2（Ⅱ-2-394-2371）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示 檜山郡江差町字本町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 古部川（〈3〉-2-202-342-0001）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示 函館市古部町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 恵庭盤尻10（Ⅲ-0-154-154）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示 恵庭市盤尻（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- （「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第649号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和3年10月1日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 江差中歌（Ⅰ-2-420-1458）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 檜山郡江差町字中歌町、字姥神町、字本町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 江差中歌4（Ⅰ－2－424－1462） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 檜山郡江差町字中歌町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 江差豊川（Ⅰ－2－425－1463） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 檜山郡江差町字豊川町、字中歌町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 江差豊川1（Ⅱ－2－285－1068） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 檜山郡江差町字豊川町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 江差豊川2（Ⅱ－2－286－1069） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 檜山郡江差町字豊川町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり	6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 江差豊川3（Ⅰ－2－426－1464） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 檜山郡江差町字豊川町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 江差緑丘7（Ⅰ－2－409－1447） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 檜山郡江差町字緑丘、字本町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 江差中歌1（Ⅰ－2－422－1460） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 檜山郡江差町字中歌町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 江差中歌2（Ⅰ－2－421－1459） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 檜山郡江差町字中歌町、字本町、字緑丘（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 江差中歌3（Ⅰ－2－423－1461） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
---	--

檜山郡江差町字中歌町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 江差鹹川 6（Ⅱ－2－294－1077） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 檜山郡江差町字鹹川町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 江差五厘沢 1（Ⅲ－2－90－471） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 檜山郡江差町字五厘沢町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 江差五厘沢 2（Ⅱ－2－295－1078） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 檜山郡江差町字五厘沢町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 江差新地 1（Ⅰ－2－410－1448） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 檜山郡江差町字新地町、字緑丘（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊	(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 江差新地 2（Ⅰ－2－411－1449） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 檜山郡江差町字新地町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 江差新地 4（Ⅱ－2－283－1066） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 檜山郡江差町字新地町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 江差新地 5（Ⅰ－2－413－1451） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 檜山郡江差町字新地町、字本町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 江差本町 1（Ⅰ－2－414－1452） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 檜山郡江差町字本町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
---	--

江差本町 3 (Ⅰ-2-415-1453) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 檜山郡江差町字本町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 江差本町 4 (Ⅱ-2-284-1067) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 檜山郡江差町字本町、字中歌町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 江差本町 5 (Ⅰ-2-416-1454) (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 檜山郡江差町字本町 (次の図のとおり) (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)	2 落札を決定した日 令和3年9月10日 3 落札者の氏名及び住所 (1)ア 氏 名 株式会社コンピューター・ビジネス イ 住 所 旭川市緑が丘東1条4丁目2番14号 (2)ア 氏 名 株式会社サイトー イ 住 所 旭川市神楽岡14条7丁目1番22号 4 落札金額 (1) 2,040,940円 (2) 11,028,160円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和3年8月13日付け北海道上川総合振興局告示第1015号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道上川総合振興局総務課需品係 (2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号
総合振興局告示及び振興局告示	
北海道上川総合振興局告示第1019号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和3年10月1日 北海道上川総合振興局長 佐藤 昌彦 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) パーソナルコンピュータ 7台 (2) パーソナルコンピュータ 32台	道 教 育 庁 教 育 局 告 示 北海道教育庁空知教育局告示第68号 次のとおり一般競争入札 (以下「入札」という。) を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) の適用を受ける。 令和3年10月1日 北海道教育庁空知教育局長 藤 村 誠 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 北海道奈井江商業高等学校電子計算実習室総合実践装置 一式 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 履 行 期 限 令和4年3月31日 (木) (4) 納 入 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 令和3年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。

- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 令和3年10月1日（金）から同月22日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目
北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 岩見沢市8条西5丁目 空知合同庁舎5階第2会議室（送付による場合は、郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目
北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室）
- (2) 入札日時 令和3年11月4日（木）午前11時（送付による場合は、同月2日（火）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項
- (1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
- ア 名称及び数量

- (ア) 道立学校指導者用タブレット端末 一式 100台分
- (イ) 道立学校指導者用パーソナルコンピュータ 一式 10台分
- イ 予 定 時 期
- (ア) 令和3年10月頃
- (イ) 令和3年10月頃
- (ア)及び(イ)について、入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。
- (2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
令和3年6月1日付け北海道教育庁空知教育局告示第36号
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- なお、北海道教育庁空知教育局のホームページ（<https://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/stk/>）においてダウンロードすることができる。
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 そ の 他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。
- 契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名 称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室
- (2) 所 在 地 郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目
- (3) 電 話 番 号 0126-20-0142（直通）
- 12 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured : Comprehensive practice device
1 set
- B Bid tendering date and time : 11:00 A.M., November 4, 2021
(If mailed, bids must arrive no later than 5:00 P.M., November 2, 2021)
- C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Sorachi District
Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, 8-jo Nishi 5-chome, Iwamizawa,
Hokkaido 068-8550 Japan

北海道教育庁石狩教育局告示第91号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和3年10月1日

北海道教育庁石狩教育局長 堀 本 厚

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア シーケンス制御実習装置（北海道札幌工業高等学校） 一式

イ シーケンス制御実習装置（北海道札幌琴似工業高等学校） 一式

ア及びイについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期限 令和4年3月25日（金）

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和3年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和3年10月1日（金）から同月13日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時（最終日のみ正午）まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しな

ければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館4階第3研修室
（送付による場合は、郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時 令和3年10月18日（月）午後2時30分（送付による場合は、同月15日（金）午後4時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

(1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

ア 名称及び数量 アクティブラーニングシステム 一式

イ 予定時期 令和3年10月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）

(2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

令和3年5月7日付け北海道教育庁石狩教育局告示第55号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁石狩教育局のホームページ（<https://www.dokyoii.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
- (2) 所 在 地 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目
- (3) 電 話 番 号 011-204-5872

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Sequence control training equipment 1 set
- b Sequence control training equipment 1 set

B Bid tendering date and time : 2:30 P.M., October 18, 2021
(If mailed, bids must arrive no later than 4:00 P.M., October 15, 2021)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Ishikari District
Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku,
Sapporo 060-8549 Japan
Phone : 011-204-5872

北海道教育庁後志教育局告示第54号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和3年10月1日

北海道教育庁後志教育局長 川 端 香代子

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

北海道小樽水産高等学校小型教習艇 3隻（交換契約により小型教習艇3隻を契約の相手方に供し、小型教習艇3隻を契約の相手方から調達する。）

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期日 令和4年3月31日（木）

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和3年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを事前に明らかにした者であること。
- (5) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを事前に明らかにした者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和3年10月4日（月）から同月18日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道小樽水産高等学校事務室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 小樽市若竹町9番1号 北海道小樽水産高等学校会議室（送付による場合は、郵便番号 047-0001 小樽市若竹町9番1号 北海道小樽水産高等学校事務室）

(2) 入札日時 令和3年11月12日（金）午後1時30分（送付による場合は、同月11日（木）午後4時30分までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
なお、北海道教育庁後志教育局のホームページ (<https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/sbk/nyuusatsujyouhou.html>) においてダウンロードすることができる。

- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。
- 9 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 10 そ の 他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道小樽水産高等学校
- (2) 所 在 地 郵便番号 047-0001 小樽市若竹町9番1号
- (3) 電 話 番 号 0134-23-0670

11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Procurement of 3 sets of training boats by exchange
- B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., November 12, 2021
(If mailed, bids must arrive no later than 4 : 30 P.M., November 11, 2021)
- C Contact : Office of Hokkaido Otaru fisheries high school, Wakatake-cho 9-1, Otaru, Hokkaido 047-0001 Japan
Phone : 0134-23-0670

北海道教育庁上川教育局告示第88号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和3年10月1日

北海道教育庁上川教育局長 河 野 秀 平

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
北海道旭川工業高等学校CADシステム 一式
- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 日 令和4年3月22日（火）

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和3年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 令和3年10月1日（金）から同月28日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号
北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 旭川市永山6条19丁目1番1号 上川合同庁舎3階入札室
(送付による場合は、郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室)
- (2) 入 札 日 時 令和3年11月5日（金）午前10時（送付による場合は、同月4日（木）午後4時までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
令和3年7月9日付け北海道教育庁上川教育局告示第53号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁上川教育局のホームページ (<https://www.dokyo.i.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kkk/nyusatujiyouhou.html>) においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室

(2) 所 在 地 郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号

(3) 電 話 番 号 0166-46-5862

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Computer Aided Design of Hokkaido Asahikawa Technical high school 1 set

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., November 5, 2021

(If mailed, bids must arrive no later than 4 : 00 P.M., November 4, 2021)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Kamikawa District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Nagayama 6-jo 19-chome 1-1, Asahikawa, Hokkaido 079-8612 Japan

Phone : 0166-46-5862